

横浜市中区精神障害者生活支援センター
指定管理者公募要項

平成23年10月

横浜市健康福祉局障害支援課

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、横浜市精神障害者生活支援センター条例に基づいて設置している精神障害者生活支援センターについて、平成 25 年 3 月の開所に向けて整備中の横浜市中区精神障害者生活支援センターの管理運営に取り組む意欲のある非営利の法人を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市中区精神障害者生活支援センター
中区新山下三丁目 5 番 120 (地番)

施設の概要については「7 施設の概要」を参照してください。

(2) 指定期間

平成 25 年 3 月 1 日(予定) から 平成 35 年 3 月 31 日 (10 年間)

(3) 指定管理者の公募及び選定(「5 公募及び選定に関する事項」参照)

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から横浜市精神障害者生活支援センターの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、横浜市健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当 (7 階 705)
電話 : 045 (671) 3560 Fax : 045 (671) 3566
E-mail kf:sskoubo@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市精神障害者生活支援センター条例第 2 条に規定する業務

- ア 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供
- イ 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービス提供
- ウ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供
- エ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
- オ 地域における精神障害者との交流の機会の提供
- カ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援
- キ その他センターの目的を達成するために必要な事業

4 横浜市中区精神障害者生活支援センターの概要

(1) 施設の設置目的

精神障害者生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図る施設として、「横浜市精神障害者生活支援センター条例」に基づき設置されています。

実施事業は次項のとおりです。

(2) 実施事業（具体策）

以下の事業については相互に連携し、一環してセンターを運営するものとします。

ア サービス内容

(ア) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な支援

(イ) 相談支援

電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための支援

(ウ) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

(エ) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

(オ) 地域移行・地域定着支援事業

精神科病院に概ね1年以上入院している精神障害者への地域移行支援

(カ) 精神障害者自立生活アシスタント事業

単身等で地域で生活する精神障害者への社会適応力・生活力向上のための支援

(キ) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び、地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務

横浜市中区精神障害者生活支援センターの施設及び設備・備品についてその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

横浜市中区精神障害者生活支援センターは複合施設であり、他施設との共用部分の施設・設備及び他施設のうち地域住民利用が可能な諸室についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

①施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

②施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

ウ その他関係業務

①横浜市精神障害者生活支援センターの利用促進及びサービスの向上に関すること

横浜市精神障害者生活支援センターの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し広く情報提供し、横浜市精神障害者生活支援センターの周知及び利用促進を図ります。その他、利用者意見の聴取、利用者の利便性の向上に関する取組などを適宜実施します。

②運営連絡会の設置

横浜市精神障害者生活支援センターは、地域の保健・医療・福祉の関係団体、住民組織、利用者代表、関係事業所等の関係者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会を設置します。

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

施設長 1人

指導員 9人（精神保健福祉士1名以上を含む）

（内 訳）

常勤職員 5人（うち相談支援専門員1名以上を含む）

非常勤職員 4人（ただし、横浜市に事前協議を行うことで、生活支援センターの運営に支障のない範囲で、常勤職員に変更することを可とする。）

（ア）留意事項

① 横浜市中区精神障害者生活支援センターの開館時間中は、常時3名以上の職員体制（常勤・非常勤の別は問いません）をとることとします。

② 地域移行・地域定着支援事業については2名以上の担当職員を置くこととします。

③ 精神障害者自立生活アシスタント事業については、1名の専任常勤職員（主任アシスタント（※1））と1名以上の担当職員を置くこととします。

（※1：主任アシスタントの要件は、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」第10条で、障害者への支援経験年数が概ね5年以上あることを条件としております。）

イ 指定管理料

横浜市中区精神障害者生活支援センターの運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します。（予算は横浜市会の議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、今回提出いただく提案書で示された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間に協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円以内（消費税別）の範囲内で指定管理料での負担をお願いします。ただし、建築物及び設備の補修・修繕等、100万円（消費税別）を超え、指定管理料内での執行では運営に支障が生じると判断される場合には、横浜市と協議する

ものとし、詳細は協定で定めます。

エ 利用者の実費負担について

横浜市精神障害者生活支援センターは利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、「横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱 第12条別表2」に定める「食事サービス」「入浴サービス」「洗濯サービス」「インターネットサービス」の実費相当分は利用者の負担とし、適切に徴収します。また、自主事業等にかかる実費相当額については参加者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとし、

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率の変更			○
	法人税・法人住民税率の変更		○	
	事業所税率の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	建築物、設備の補修・修繕等(ただし指定管理料内での執行では運営に支障がでると判断され	○		

	る場合に限る。)			
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (7) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (7) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (2) 地域生活支援事業実施要綱（平成 18 年障発 0801002 号(厚生労働省)）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月条例第 21 号）
- (6) 横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則（平成 11 年 4 月規則第 50 号）
- (8) 横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱
- (7) 横浜市地域移行・地域定着支援事業実施要綱
- (7) 横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (9) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (2) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- (2) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律等）

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務とし

ています。

横浜市精神障害者生活支援センターに関する第三者評価は、専門性や施設特性を考慮して、健康福祉局障害支援課が設置する外部委員会による評価を、指定期間中に複数回受けることとし、これらの結果を公表します。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応することとします。保険金額は 1 億円以上とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に既設の横浜市精神障害者生活支援センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 環境への配慮

日常生活で誰もが気軽に参加できる“身近なエコ活動”の輪を広げていくことを目指した「Yokohama エコ活。～あなたの毎日に、エコをプラスしよう。～」や「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(キ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ク) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ケ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(コ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が平成22年に策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(サ) 災害等発生時の対応

横浜市精神障害者生活支援センターは、現段階では本市防災計画等に位置づけがありませんが、今後位置づけられる可能性があり、その場合には「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めることがあります。

また、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(シ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行う場合は、毎年、指定管理者が健康福祉局へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ス) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア【選定委員会】	9月30日（金）
イ 公募のお知らせ・公募要項の配布	10月11日（火）～11月16日（水）

ウ 応募説明会	10月19日(水)
エ 既設センター見学会	10月19日(水)
オ 公募要項に関する質問受付	10月20日(木)～10月24日(月)
カ 公募要項に関する質問回答	10月26日(水)
キ 応募書類の受付期間	11月14日(月)～11月16日(水)
ク 【選定委員会】(審査・選定)	11月24日(木)
	11月25日(金)
(応募法人の数により複数回開催予定)	
ケ 選定結果の通知・公表	12月上旬
コ 仮協定締結	1月下旬
サ 指定管理者の指定(市会第1回定例会)	2月下旬
シ 本協定締結	平成24年12月下旬締結

(2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市健康福祉局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：平成23年10月11日(火)から平成23年11月16日(水)

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当(横浜市庁舎7階705)

横浜市健康福祉局のホームページからもダウンロードができます。

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者公募のページ(以下、ホームページという。)

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/seibi/nakakoubou1.html>

ウ 応募説明会及び既設センター見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。

(ア) 応募説明会

開催日時：平成23年10月19日(水)午前10時00分から午前11時30分まで

開催場所：横浜市庁舎8階8C会議室

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、10月17日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「応募説明会申込書」(別紙1)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

(イ) 既設センター見学会

開催日：平成23年10月19日(水)

開催時間：午後2時00分から午後3時00分まで

開催場所：横浜市磯子区精神障害者生活支援センター

横浜市磯子区森4丁目1-17 3階

参加人数：各団体3名以内とします。

申込方法：参加をご希望される団体は、10月17日(月)午後5時までに、FAXまたはE-mailで「既設センター見学会申込書」(別紙1-2)を健康福祉局障害支援課にお送りください。

※見学会当日、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成 23 年 10 月 20 日（木）午前 9 時～10 月 24 日（月）午後 5 時

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」（別紙 2）健康福祉局障害支援課にお送りください。
電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：平成 23 年 10 月 26 日(水)（予定）に、ホームページへの掲載により回答します。

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類：「5（5）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 23 年 11 月 14 日（月）午前 9 時から平成 23 年 11 月 16 日（水）午後 5 時まで

(ウ) 受付方法：横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当（横浜市庁舎 7 階 705）まで、ご持参
又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒231-0017 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市健康福祉局障害支援課整備推進担当

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、横浜市中区精神障害者生活支援センターの指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員

氏名	所属・役職
伊東 秀幸	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科 教授
米倉 令二	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
深澤 隆	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会 常任理事
塩崎 一昌	横浜市総合保健医療センター 地域精神保健部長 精神科医
上甲 雅敬	上甲会計事務所 所長・税理士

（敬称略、順不同）

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点(例)	配点
1 法人状況		25
(1) 法人の理念・基本方針等	法人の理念や基本方針が生活支援センターの設置目的等と合致し、公共性の高い事業も実施しているか。	5
(2) 財務状況	法人の財務状況が健全であり、安定した経営ができる基盤であるか。	5
(3) 応募理由	応募理由に妥当性・具体性があり、熱意があるか。	5
(4) 精神保健福祉活動の実績	生活支援センターの運営に生かせる実績をもっているか。	10
2 事業実施方針		15
(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能	これまでの経過(※1)を踏まえ、生活支援センターが地域で果たすべき役割を法人として明確にイメージできており、機能についても検討がなされているか。	10
(2) 指定期間中の事業展開方針	年数をおうごとに発展的な事業拡充が計画されているか。また、実現性が担保されているか。	5
3 具体的事業内容		50
(1) 日常生活の支援	日常的に課題を抱えている精神障害者を正確に把握しているか。また、有料サービスをとおして支援の必要な利用者の把握に努めているか。	5
(2) 相談支援	相談支援事業者として、さまざまな状況における相談支援の方法について検討されているか。(個別支援のあり方、個別支援計画の作成を含む。)	5
(3) 訪問・同行支援	緊急支援、計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを盛り込んだ訪問・同行支援の方法が計画されているか。	5
(4) 地域交流・地域連携	関係機関、地元町内会等の情報を十分に把握しており、地域交流・地域連携に対する具体的な計画があるか。	5
(5) 自主事業	生活体験の拡大となるような自主事業を、具体的に検討しているか。	5
(6) 家族支援	家族支援に関する具体的な事業が計画されているか。	5
(7) 普及・啓発活動の実施	精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動を実施し、また、潜在的な利用者に対しアピールする計画をなっているか。	5
(8) ピア活動	ピア活動に関する具体的な事業が計画されているか。	5
(9) 地域移行・地域定着支援事業	実施方針に地域移行支援の視点があり、退院準備支援の方法について具体的な計画があるか	5
(10) 精神障害者自立生活アシスタント事業	訪問支援の方法や対象者の把握方法について具体的な計画があるか。	5
4 職員配置・育成		10

項目	審査の視点(例)	配点
(1) 職員の確保、配置	生活支援センターの運営に必要な職員が確保されており、常に円滑な業務を実施できる体制がとれるか。 適正な人員、精神保健福祉業務経験のある職員を配置することなどを意識しているか。	5
(2) 職員の育成	計画的な研修の実施など、職員育成に対する姿勢が積極的であるか。	5
5 施設の管理運営		20
(1) 施設及び設備の維持管理	施設・設備の保守管理の方法について実効性・実現性が高いか。	5
(2) 事故防止体制・緊急時(防犯・防災等)対応	事故防止策に関する意識の高さ・対応の適切性、防犯、防災に対して具体的な提案がされているか。	5
(3) 個人情報保護・情報公開への取組	個人情報の保護マニュアルが整備され、適切に運用されているか。また、法人の運営状況が様々な手段により公開されているか。	5
(4) 苦情解決・利用者アンケート	苦情や要望に適切に対処されているか。利用者アンケートから抽出した課題への対応策を講じ、改善しているか。	5
6 収支計画及び指定管理料		10
(1) 収支計画の適正性	提案の内容に無理がなく、科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
(2) 運営費の効率性	運営費等について低額に抑える工夫がされているか。	5
合計		130

※1：これまでの経過とは

本施設は、合築施設である中区障害者地域活動ホーム（仮称）と併せて、「中区3障害一体サービス提供施設（仮称）」として検討された経過があります。経過については、中区役所のホームページを参照してください。

URL

<http://www.city.yokohama.lg.jp/naka/service/welfare/disability/3shougaicenter/>

また、上記経過から、「精神障害者生活支援センター指定管理事業者公募に向けての意見書」の提出を受けています（ホームページ掲載参考資料 11 参照）。

<選定方法留意事項>

1. 各委員より「エ 評価基準項目」による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
2. 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
3. 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。

※応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準 **(65点)** に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成24年2月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募関係書類の提出について

別紙「横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の応募関係書類」のとおり

【留意事項】

※共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

「オ 団体の概要(様式5)」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

オー a 共同事業体の結成に関する申請書(様式5-2)

オー b 共同事業体連絡先一覧(様式5-3)

なお、応募書類の内、エ～タの各書類については、構成団体すべてについての書類を提出してください。

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格(横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則第4条)

(ア) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

(イ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人

(ウ) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(エ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- (イ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (ウ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (オ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (キ) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 共同事業体の場合の取扱について

共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）」を提出することとします。また、選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出することとします。

エ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

オ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

カ 重複応募の禁止

応募は、施設ごとに、一団体一案とします。一団体が一施設に複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ク 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 既設センター見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ①オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

コ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

サ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

シ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式 10）」を提出してください。

ス 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

セ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、横浜市健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

（3）中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会への参加

中区 3 障害一体サービス提供施設（仮称）建設委員会では、指定された指定管理者に対して、建設委員会委員としての参加を要請する予定です（ホームページ掲載参考資料 12 参照）。

（4）準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②各種印刷物作成業務、③備品選定補助業務、④施設管理運営業務、⑤広報宣伝業務、⑥横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。

なお、準備業務のための職員配置として、開所 3 か月前から 3 名、開所 1 か月前からは 7 名を配置します。準備業務の経費は、予算の範囲内で市が負担します。詳細については指定候補者に提示します。

(5) 指定候補者の変更

横浜市健康福祉局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出することがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(6) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ① 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ② 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ③ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ④ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- ⑤ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ⑥ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- ⑦ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ⑨ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- ⑩ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- ⑪ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ⑫ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

7 施設の概要

- (1) 施設名称 : 横浜市中区精神障害者生活支援センター
- (2) 所在地 : 中区新山下三丁目5番120(地番)
- (3) 開所予定年月 : 平成25年3月
- (4) しゅん工予定 : 平成25年1月31日
- (5) 建物概要 : 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階建て
- (6) 面積 : 敷地面積 1,105.43 m²
建物総床面積 2,309.02 m²
生活支援センター専有面積 357.67 m² (3階部分)
- (7) 開所時間 : 9:00~21:00
- (8) 休館日 : 月1回
- (9) 合築施設 : 中区障害者地域活動ホーム(仮称)

※ 建物全体の愛称は、「みはらしポンテ」となります。また、建物全体の機能を表す名称(例: 障害者支援拠点等)も今後決定され、愛称と併せて建物全体の名称となる予定です。

応募説明会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX 番号 : 045-671-3566

E-Mail : kf-sskoubo@city.yokohama.jp

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する応募説明会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏名	所属

応募説明会に関する事務担当者名・事務連絡先：〇〇 (Tel :)

既設センター見学会申込書

横浜市健康福祉局障害支援課

FAX番号：045-671-3566

E-Mail : kf-sskoubo@city.yokohama.jp

所在地

法人名

代表者名

(印省略)

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者の選定に関する既設センター見学会に、当法人に所属する以下の職員の参加を申し込みます。

氏名	所属

既設センター見学会に関する事務担当者名・事務連絡先：〇〇 (Tel :)

横浜市中区精神障害者生活支援センター指定管理者公募要綱に関する

質 問 書

法人名 ：

担当者名 ：

質問内容（箇条書きで簡潔にお願い致します。）